

ストップ林野火災!

～林野火災注意報・林野火災警報の運用が始まります～

令和7年は、岩手県大船渡市をはじめ全国各地で大規模な林野火災が発生しました。これらの林野火災を教訓に、菊川市においても、「菊川市火災予防条例」を改正し、4月1日から市内全域を対象に「林野火災注意報」と「林野火災警報」の運用を開始します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

また、林野火災の予防には一人ひとりの日頃からの対策が何よりも重要です。皆さんに知ってほしい林野火災のこと、発生させないための注意点などを紹介します。

問い合わせ 消防本部予防課 (☎35-3284)

林野火災注意報

林野火災警報

発令時期
1月～5月

発令の タイミング	雨が降らず 乾燥注意報が発表されるなど、 火災が発生しやすい状態	林野火災注意報の状況に加え 強風注意報が発表され、 特に警戒が必要な状態
発令時の お願い	屋外での火の使用を 控えてください ※努力義務となります	屋外での火の使用を 制限します ※消防法に定められた罰則が適用されることがあります



発令時は、茶こちゃんメールや市公式LINEなどで
お知らせします!

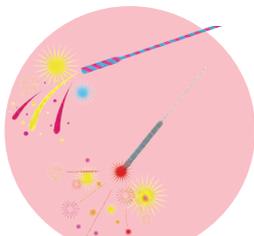
※林野火災警報発令時は同報無線でもお知らせします。



屋外での火の使用とは?



火遊び・たき火



花火の使用



山林・原野などでの火入れ
(野焼き)



不適切な灰の処理
吸い殻のポイ捨て



燃えやすいものの
近くでの喫煙

林野火災注意報は、降水量や乾燥といった条件により林野火災が発生・延焼しやすい危険な状況になったときに発令されます。発令された場合、屋外での火の使用はできるだけ控えましょう。一方、林野火災警報は、林野火災注意報の条件に加えて、強風注意報が発表され、発生した林野火災が大規模化しやすい危険な状況になったときに発令されます。発令された場合、屋外での火の使用を中止し、火の元に厳重に注意してください。